

平成20年9月16日

## 平成20年度新司法試験に関するアンケート調査結果報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

## 1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、本年5月に行われた第3回新司法試験について、(会員資格停止中の1校を除く)73の法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、これまでに最も多い71校から回答を得た。多忙の中、ご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。個別の大学名は、末尾に記載している。

調査は、昨年と同様、法科大学院教員の立場から見て、各科目の試験内容を適切と評価するどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、短答式、論文式及び試験全体につき意見を記載してもらう形式で実施した。

この報告書は、回答の集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、そのまとめを全委員に回覧した上で作成したものである。

回答校の数を見ると、例年のことであるが、必修科目については95%程度回答がなされているのに対して、選択科目については70%程度しか回答がない。教員数から見て止むを得ないところもあるであろうが、調査をより意義のあるものとするために、今後一層のご協力をお願いしたい。

回答内容を概観すると、短答式試験については「適切」又は「どちらかといえば適切」とするものが90%であるのに対して、論文式必修科目については85%弱、選択科目については75%である。このことには、本年、経済法の試験について評価が大きく分かれたことが影響しているようである。

試験全体について記載された意見を見ると、基本に忠実な勉強をしていれば解答できる内容であり適切な試験であるとするものが多く、考査委員の苦心がよく理解されているようである。他方、分量が多すぎ学生の負担が大きすぎる、科目間に難易度の差がある、出題の趣旨・採点基準を明示してほしい、といった意見も複数見られる。

## 2. 短答式試験について

短答式試験全体についての自由記述の回答には、基本的な事項を広く取り上げており適切であるとするものが多いが、知識偏重ではないか、短答式試験そのものが特に未修者にとって過大な負担になっているのではないか、といった意見もあった。

## (1) 公法系

## (a) 憲法分野

憲法分野については、「適切である」が29校(43.9%)、「どちらかといえば適切である」が31校(47.0%)、「どちらともいえない」が4校(6.1%)、「どちらかといえば適切でない」及び「適切でない」がそれぞれ1校(1.5%)という回答状況であり(無回答5校)、「適切である」「どちらかといえば適切である」を合わせると60校、92.9%を占めており、法科大学院での教育内容に照らして、おおむね適切との評価がされていると見ることができる。

第一に、出題範囲については、憲法分野全体を対象としており、理論的な論点を問う出題と判例の理解を問う出題のバランスが取れていることを評価する意見が示されている。

第二に、出題内容・水準については、知識を問う問題については、基本的な水準であること、また知識を問うだけではなく、論理的理解を確認する出題も見られる点について評価する意見がある一方で、判例に関する設問の中には細かな知識を問うものが依然として見受けられる、あるいは解答時間に比して分量が多いとの指摘もある。

第三に出題形式・配点については、出題形式が比較的安定してきており、部分点が認

められる傾向にあることなどが評価されている。

(b)行政法分野

回答を寄せた65校のうち、「適切」と評価したのが26校(40.0%)、「どちらかといえば適切」が31校(47.7%)であった。したがって、合わせて87.7%が「適切」寄りの評価となっており、総じて高い評価を得たと見ることができよう。その最大の要因は、今回の設問が「基礎的な知識」を問うているところに求められる。ただし、最高裁の判例を素材とする出題が多いことについて意見が岐れた。「最高裁判例に照らして」という条件の下での出題になっているので「解答しやすい」と評価する向きと、「判例を知っているだけで解答できる」ことを憂慮する向きとがある。学説が対立するテーマに関しては最高裁判例を決め手とするのが便宜という作問上の事情もあると推測される場所であるが、なお工夫の余地がないものかどうか今後も検討を継続すべき課題の1つであろう。もう1点、住民訴訟に関して、行政法の教科書類に詳しい記述がないので細かい知識を必要とする設問は避けるべきだという見解が、「適切」寄りの意見のなかにも、「適切でない」の側の意見のなかにも見られたことを指摘しておく。

(2)民事系

(a)民法分野

民法に関しては、適切とするのが34校(48.6%)、どちらかといえば適切とするのが31校(44.3%)、どちらともいえないとするのが3校(4.3%)、どちらかといえば適切でないとするのが1校(1.4%)、適切でないとするものは1校(1.4%)であった。ちなみに、昨年度は、適切とするのが19校(29%)、どちらかといえば適切とするのが44校(66.75%)、どちらともいえないとするのが2校(3%)、どちらかといえば適切でないとするのが1校(2%)、適切でないとするものはゼロであった。1昨年度は、問題の水準の点でやや難しすぎるとする意見が22.2%、問題の量が多い、またはやや多すぎるとする意見が34.9%、問題の傾向についても適当としないものが15.9%であったところ、昨年度以上に「適切である」という割合が一段と増加している。また、「どちらかといえば適切である」も合わせると93%近くを占め、昨年同様高い比率となっている。他方で、適切でない。・どちらかといえば適切でないとする回答が昨年・本年と1ないし2校あり、このずれが何によるものかは分析が必要かとも思われる。

適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたもののうち、自由記述欄の個別意見の中で肯定的理由としてあげられているのは、以下の点である。

- ・基本的な知識として必要な内容を的確に問うものであるから(22校)
- ・全体として分野のバランスが取れているから(8校)
- ・体系的・横断的な理解力を前提とした問題が出題されているから(4校)
- ・正確な条文・判例に関する知識があれば解答可能であるから(3校)
- ・法科大学院での要件事実学習を前提とする問題も適度に含まれているから(2校)
- ・法典の順序に即した問題配列であったから(2校)
- ・問題文の量を昨年より少なくしたから(2校)
- ・制度趣旨、判例、要件事実など、多様な角度からの設問が工夫されているから(1校)。
- ・実務家法曹として押さえるべき問題が出されているから(1校)
- ・難易度の点で易化の傾向が見られるから(1校)
- ・純粋未修者を想定すると適切な問題であるから(1校)
- ・制度改革の趣旨に即した出題であったから(1校)

他方、適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたものの中の意見も含め、今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としてあげられているのは、以下の点である(いずれも、各1校)。疑問点・改善すべき点は、家族法の出題内容に関するもの、判例の出題のあり方に関するもの、出題形式に関するものに集約される。

- ・家族法の問題が細かすぎる。
- ・家族法の判例理解に偏りがある。
- ・家族法について判例の趣旨のみに基づいて答えさせる状況にあるのは、問題であ

る。

- ・身分法の問題を1,2問増加させてはどうか。
- ・判例理解に偏りがある。
- ・判例が比較的最近のものに偏りすぎである。
- ・判例の知識について重きを置きすぎている。
- ・短答式で、判例の趣旨のみを問うのでは十分ではない。
- ・「判例によれば」、「判例の趣旨に照らし」等の設問は、当該判例を知らないとその問題は零点ということになり、丸暗記式の受験勉強の弊害を助長することになりかねない。
- ・法文知識について難しすぎる問題がある。
- ・単なる知識の有無を問う問題が多すぎる。
- ・非常に基礎的な問題であるため、適切な差がつきにくい。
- ・組み合わせ問題が多い。
- ・正しいものの組み合わせを選択させる形式の問題は、あてずっぽうの答えが正解になる偶然性を許容するもので、正確な理解と知識に基づいて正解の答えを出した者が適正に評価されないことになる。
- ・偶然性による回答がありうる。
- ・選択肢（答え）がヒントになっている。
- ・条文を見れば確実に解ける問題が多く、短答式についても六法を参照して行うことについて検討すべきと思われる。
- ・試験問題の良否を考える場合、成績上位者の答案を前提にするのではなく（本当に実力のある上位者はどのような出題にしても上位になるのでそちらはあまり考慮する必要はない）、合格者の人数が多いので、特に下位のほうに実力が反映しているかどうかを検討することが必要である。

#### (b)商法分野

短答式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は69校で、2校が無回答であった。回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が19校（27.5%。これは短答式試験の全科目中で最低の数字である）、「どちらかといえば適切である」との回答が42校（60.9%）であり、両者を併せて90%近くの肯定的な回答があった。これに対して、2校（2.9%）が「適切でない」、2校（2.9%）が「どちらかといえば適切でない」と、否定的な評価であった。なお、「どちらともいえない」と回答した法科大学院は4校（5.8%）であった。

「適切である」と考える理由としては、出題分野（会社法、商法総則・商行為法、手形・小切手法）に偏りがなく、条文・判例の基本的理解を問う問題であり、難易度が適切であることが挙げられている。しかし、ここで挙げられている理由は同時に、商法分野で「どちらかといえば適切である」というやや消極的な評価が多い（他の法分野では、「適切」とする回答が「どちらかといえば適切」の回答を上回るか、ほぼ同数である）理由ともなっている。例えば、どちらかと言えば適切であるとの回答では、出題分野に関して、会社法以外の分野からの出題がもう少し多くてもよいとの意見がある一方で、手形小切手から出題する必要はないとの意見もあった。また、為替手形や匿名組合に関して出題することの適否を問題にする意見もあった。出題内容に関しては、部分的に細かい条文の知識を要求するものがあるとの意見、一部に○とも×とも言える選択肢が見受けられるとの意見、若干組み合わせ問題が多いように感じるとの意見があった。これらは、条文・判例の基本的理解を問う適切な難易度の問題で5つの選択肢を作問することの難しさの裏返しでもある。また、判例に関する理解を問う問題の割合を上げてよいとの意見、論理的に考える力を試す問題が少ない点は改善の余地があるとの意見もあった。

「どちらともいえない」とする回答は、分野によって難易度が異なること、やや知識問題に偏重し過ぎていること、細かな選択肢で、かなり正確な勉強が必要であること、を理由としてあげている。

「どちらかといえば適切でない」とする回答は、実務上重要な商取引法の分野を軽視していることを、「適切でない」とする回答は、条文の暗記が中心であり、判例に関する

る設問が少なすぎることを、それぞれ理由としてあげている。

### (c)民事訴訟法分野

無回答を除く67校中、「適切」と答えたのは37校(55.2%)、「どちらかといえば適切」は21校(31.3%)、「どちらともいえない」は4校(6.0%)、「どちらかといえば適切でない」は4校(6.0%)、「適切でない」は1校(1.5%)であり、「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせると58校となり、86.6%の法科大学院が積極的に評価している。

自由記述欄においては、まず、出題範囲について、「分野全般に渡っている」、「出題箇所のバランスがとれている」などの意見があったほか、「受験生には民事訴訟法全般について、幅広い知識と理解を得るよう学習させることが望ましいので、管轄、送達、再審、小額訴訟、手形訴訟、支払督促及び異議に至るまで幅広く出題された点をとくに評価する意見もあった。

ついで、問題の難易度については、「基本的な事項、主要判例に関する知識を有すれば解答でき、適切である。」、「概ね平易で、細かい知識よりも原理的な常識から導かれる問題であった。」や「単純知識問題でなく、その場で基礎知識に照らして正誤を判断させる問題が主流となっていることから新司法試験の理念に適合している。」といった積極的評価が目立った。これに加え、「条文について基本的な理解があれば正答できる問題が中心となって」いるが、「単純に条文だけから導けるような問題になっておらず、重要な判例に関する問題などよく考えられているものと思われる。」といった意見もあった。

これに対して、消極的・批判的な意見としては、「やや技術的な手続についての問題が多い点が気になる。」、「なり細かい知識を問う問題が多く、知識偏重型になっていないか。」や「実務家を養成する趣旨はわかるが、やや細かい実務に関する知識を問う問題が多い。」といった指摘があった。なお、個別の問題につき、管轄・送達に件する「第58問は不適切」といったものや、「仲裁契約の立証を含む第64問、請求の放棄、認諾に関する第70問、再審に関する第72問など、法科大学院生がこのような問題で正解の答を出すためには、おそらく丸暗記式の受験技術で対応するしかないと思われる。」といった意見もあった。また、「評価は難しいが、人事訴訟法関係をどこまで教えるべきか難しいと思う。」という指摘もあった。

## (3)刑事系

### (a)刑法分野

まず全般に対する評価をみると、「適切」であるとするものが35校(51.5%)、「どちらかといえば適切」であるとするもの29校(42.6%)で、積極的評価を示すものだけで94.1%を占めており、7科目の中で最も高い割合である。他方、「どちらかといえば適切でない」とするもの、「適切でない」とするものは1校(1.5%)ずつにとどまっており、全般的にみて高い支持を得ているものと言えよう。

付記された意見を具体的にみると、まず出題レベルについては、「難問・奇問がない」「基本的な知識を問う問題であった」「全体的に基本事項を問う良問」などとして好意的な評価が多くなされており、これは、「難解すぎない」「授業範囲内の出題」で「難易度はこの程度が適切」であって、「法科大学院で基礎的知識を着実に積み重ねてきたかを問う内容」であったことによるものであると言えよう。

他方、出題範囲や形式については、意見が分かれている。まず、出題範囲については、「全分野から満遍なく」「幅広い論点から出題されて」いるとして高い評価を与える回答がある一方で、「実務上重要でも、条文の知識のみを問う問題が適切かは検討を要する」といった批判的意見があることには留意を要しよう。そのほか、第6問、第12問については、それぞれ「あまり勉強していない分野」である、(施行後あまり時を経っていない危険運転致死罪を出題するのは)「時期的に早過ぎる」という意見が寄せられている。

また、出題形式については、これで「理解力や応用力・判断力」をも問えている、「知識を問う問題と論理問題とのバランスがとれている」、「単なる知識の詰め込みでは答えられない、その意味ではよく考えられた問題だ」という回答が多数を占める一方で、少数ながら、「判例によれば」という出題形式が多用されていることにつき、「やや判

例知識の有無を問う問題に偏っている印象があり、「判例まる暗記となるおそれ」が否定できず、「細かな判例まで押さえてなくてはいけないという誤ったメッセージになってしまうのではないかという不安をもった」という回答も寄せられている。これは別の側面からみれば、「もう少し刑法理論の理解を試すような問題があっても良いかもしれない」「思考力を試す問題をもう少し増やしても良いのではないか」という提言につながるものと言えよう。また、第14問については、選択肢1に関して若干疑問が生じるとの指摘があり、「判例によれば」という出題形式をとる場合においては、より慎重な出題が求められていると言えよう。

#### (b) 刑事訴訟法分野

刑事訴訟法については回答67校のうち30校(44.8%)が「適切である」と評価している。これは、前年度の結果に比べて顕著な上昇と言ってよい(昨年度は63校中24校にとどまっている)。また、「どちらかと言えば適切」とするものが、今年度32校(47.8%)であり、これら2つの回答を合わせれば、9割強の法科大学院が良好との評価を与えていることになる(昨年度は8割強であった)。これに対し、「どちらともいえない」とするものが、4校(6.0%)あったが、「どちらかかといえは適切でない」とする回答は見られず、「適切でない」とするものが1校(1.5%)であった(昨年度はいずれもなかった)。消極的評価については、昨年度に比してかなりの減少傾向を指摘することができる。この結果からすれば、本年度の刑事系短答式試験に対しては、特に従来と比べ、かなり良好な評価を各校から受けていると言ってよい。

自由記述欄においては、基本的な知識(事項、判例等)の理解度や思考力が判定できる良問であるとの高い評価が多く、問題量や難易度についても、概ね高い評価を得ている。また、出題範囲についても、刑訴法全体を通じて過不足なく選別されているとの評価も見られる(上訴、再審部分からの出題も含めて)。従来と比較しても、基本的な問題の増加が好意的に捉えられているようである。しかし、他方で、解答時間が足りるか疑問であるとか、設問文を短くすべき問題がある、問題ごとに解答時間の長短の差が大きいのではないか、もっと考えさせる問題があってもいいのではないか、などの指摘があり、さらには、実務的問題が混じっていることへの批判も一部で表明されている。もっとも、そのような回答自体は減少している。

### 3. 論文式試験について

#### (1) 公法系

##### (a) 憲法分野

憲法分野については、「適切である」が27校(40.9%)、「どちらかといえば適切である」が32校(48.5%)、「どちらともいえない」が2校(3.0%)、「どちらかといえば適切でない」が3校(4.5%)、及び「適切でない」が2校(3.0%)という回答状況であり(無回答5校)、「適切である」「どちらかといえば適切である」を合わせると59校、89.4%を占めており、論文式試験についても、法科大学院での教育内容に照らして、おおむね適切との評価がされていると見ることができる。

第一に出題内容・水準については、未成年者等の保護を目的とする情報受領権の制限及びその付随的効果に関する表現の自由の基本的な論点を、インターネットの利用規制というアクチュアルな問題について応用させるもので、水準・内容ともに適当であるとの評価が多く見受けられる。また、事案から論点を抽出させ、それぞれの当事者の立場に立って主張を構成させる点についても、適当であるとの評価が定着してきている。

しかし、本年度の出題がインターネットの技術的側面に關わる点については、想定されている規制の技術的な実現可能性等に疑問を呈する意見があるほか、インターネットに関する技術的知識の差が結果に影響を及ぼすのではないか、その場合出題の公平性に問題が生じるのではないかと懸念も示されている。憲法分野の出題については、政治学や経済学をはじめ、他の学問分野に関する知識の程度によって解答に影響を及ぼす可能性を排除することは困難であり、またインターネット利用をめぐる問題が日常的に報道されていることに鑑みれば、このような出題が不公平とまではいえないと考えられる。ただ、立法事実の判断に際して、一定の専門技術的問題を含む判断を要する場合、どの程度立ち入った解答を求めるかなど、評価の基準について共通の理解を作っていく必要

があるように思われる。

第二に、出題の量及び解答時間については、適当であるとの意見がある一方で、問題文及び資料が多すぎるのではないかと指摘もある。資料のうち、解答に直接必要な部分は限定されているとしても、その部分を抽出するには全体に目を通す必要があること、行政法分野の出題についても、問題文及び資料が比較的多いことに鑑みると、公法分野として検討・調整を行うことも考えられよう。

#### (b) 行政法分野

回答を寄せた64校のうち、「適切」と評価したのが37校(57.8%)、「どちらかといえば適切」が20校(31.3%)、「どちらともいえない」が6校(9.4%)、「どちらかといえば適切でない」はゼロ、「適切でない」が1校(1.6%)であった。消極的な評価を与えたのは1校のみであるから、なかなかの良問であったと言ってよいと思われる。本問が高い評価を得た主な理由として、現代的な分野に素材を求めていること、基礎的な知識を押さえれば対応できること、分量が適切であることの3点を挙げることができる。現代的な分野に素材を求めた場合には、それに応じた特殊な知識が必要になることも多いと考えられるが、今回の設問はその難を免れた秀作と評価できる。なお、添付の資料に関して、その分量が抑えられていたことを評価する意見がある一方で、勧告書のサンプルを示すべきではなかったかという意見があった。

### (2) 民事系

#### (a) 民法分野

民法に関しては、適切とするのが29校(42.0%)、どちらかといえば適切とするのが24校(34.8%)、どちらともいえないとするのが11校(15.9%)、どちらかといえば適切でないとするのが4校(5.8%)、適切でないとするものは1校(1.4%)であった。ちなみに、昨年度は、適切とするのが25校(37%)、どちらかといえば適切とするのが32校(47.1%)、どちらともいえないとするのが9校(12%)、どちらかといえば適切でないとするのが2校(3%)、適切でないとするものはゼロであった。短答式試験問題に比べると、例年と同様、好意的に評価する割合が若干低くなるが、それでも、全体として例年と同様、好意的な評価をする割合が大きい。

適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたもののうち、自由記述欄の個別意見の中で肯定的理由としてあげられているのは、多い順に並べると、以下の点である。

- ・ 基本的な問題であるから (11校)
- ・ 基本的知識を基本にして自分の頭で考える問題となっており、基本的事項の正確な理解力と論理的・多角的な思考力を問うているから (6校)
- ・ 学説等により批判のある判例理論の問題点を書かせることで、受験生の理解力・批判力を問う形式となっているから (4校)
- ・ 要件事実の重要性を意識させる問題であるから (4校)
- ・ 問題文の中で考え方の方向性、何を答えるべきかについて示唆が与えられており、受験生がその示唆を理解して考えていくことのできる出題形式になっているから (3校)
- ・ 法科大学院の授業内容に対応しているから (3校)
- ・ 財産法と家族法の融合問題が出題されたから (2校)
- ・ 相続法が出題されたから (2校)
- ・ 広い範囲から出題されたから (1校)
- ・ 紛争解決型であり、制度改革の趣旨に適したものであるから (1校)
- ・ 見解に対する批判・検討を問うことで複眼的に見る法科大学院の教育に照らし適切だから (1校)
- ・ この程度の要件事実的な内容ならば適切であるから (1校)
- ・ 事実の抽出のセンスを問うもので実務的であるから (1校)
- ・ 最新判例が織り込まれているから (1校)
- ・ 昨年度と比べ適切な難易度であるから (1校)

- ・法学未修者にも対応できるものとなっていたから（1校）

他方、適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたものの中の意見も含め、今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としてあげられているのは、以下の点である。最高裁判例の見解に対する評価を示せという出題形式への疑問点・改善すべき点を指摘するものが際立つほか、問題の細分化に対する疑問点・改善すべき点を指摘するものが見られるのが、今年度の特徴である。

- ・判例の知不知のみにより解答内容に差が出てくる点は問題である（3校）。
- ・判例理解を問うている問題について、司法試験審査委員の一人が判例評釈を書いている判例を対象とした問題を出題するのは、ヤマを張る勉強を助長することになるので、再検討の余地がある（1校）。
- ・いくらその場での思考力を試すといっても、もっぱら一判決を素材とすることは偶然性に左右されやすい。特に、重要判例に論評を求めることには、重要判例がきわめて多い民法の分野では同じく偶然性がつきまとう（1校）。
- ・最高裁判例の見解に対する評価を示せという問いの部分は不適切である（2校）。
- ・判例の評価・適否を問う部分は、受験生には難しすぎる（1校）。
- ・融合問題をやめて、科目ごとに独立した問題としてはどうか（2校）。
- ・大問をさらに2つの小問に分けたことで、事案分析力を問う要素が減ってしまった（2校）。
- ・設問が増え、一問あたりに要求される論述量が減少した点に、不満が残る（1校）。
- ・知識問が中心で、事案を整理・分析して法的構成を行う能力の養成を中心としてきた法科大学院教育とずれがある。昨年度の問題のほうがよい。知識は短答式で試せばよい（1校）。
- ・もう少し文章にいろいろな要素を付加して、その中から必要な点のみを選別できるような問題への工夫があるとよい（1校）。
- ・もう少し事案を読み取る能力も問うたほうがよい（1校）。
- ・事例が難しすぎる。事実関係が細かすぎて、限られた時間内に事実関係を的確に頭に入れて設問に答えるというのは受験生に過大な負担を課すことになる（2校）。
- ・事例がシンプルである（1校）。
- ・基礎的な問題であるため、適切な差がつきにくい（2校）。
- ・どの程度のことが求められているのかがわかりにくい（1校）。
- ・基本書などに載っていないような問題点を気づかせよう、考えさせようという問題は不適切である。実力のない者が適当に書いた答案のほうが実力のある者の書いた答案よりもいい成績がつくようなことが起こるから、望ましくない（1校）。
- ・設例に非現実的な箇所がある（2校）。
- ・問題文の分量、出題形式が従前のものと比べるとやや異質であり、出題に不連続性があるのは問題である（1校）。
- ・領域が偏っている（1校）。

#### (b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は69校で、2校が無回答であった。回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が23校（33.3%。これは必修科目中で最低の数字である）、「どちらかといえば適切である」との回答が27校（39.1%）であり、70%超の肯定的な回答があったのに対し、2校（2.9%）が「適切でない」、5校（7.2%）が「どちらかといえば適切でない」と回答しており、否定的な評価の回答も10%超あった。昨年は、90%超の回答が肯定的な評価であった（適切とする回答は55%）から、今年の論文式問題に対する評価は相当に低いことになる。なお、「どちらともいえない」との回答は12校（17.4%）であった。

訴訟法との融合問題という形式に関しては、「現実的な問題について訴訟法との適切な融合問題を出題している」との肯定的な回答もあったが、「商法と訴訟法の問いが分離している」、「基本的な問題だと思うが、取って付けた感がある」、「無理矢理民訴と組み合わせているように思われる」、「問題形式の変更が徒に受験生に動揺を与えた」

との否定的な意見が多かった。

「適切である」と考える理由として、「基本的な問題を問う良問である」、「テキスト・判例百選を丁寧に読んでおけば対応できる」、「法科大学院における日頃の学習の成果が適切に反映される優れた問題である」ことを挙げるもの、「事実関係を的確に整理・分析する能力を重視している点で評価できる」、「複雑な事実関係の分析力が必要であり、良問である」とするものがあった。また、「事実関係は複雑だが、問うている内容は、基本的な制度の理解、および判例の理解であり、適切な設問である」、「長文の事例ではあるが基本的問題に答えればよい」ことを理由とするものもあった。「受験生の力量を確かめるのに適切な設問である」、「法曹になるための鍛錬の度合いを推量するには適切な問題である」との意見もあった。また、「多面的な思考が求められる」ことを理由として挙げる回答もあった。

「どちらかといえば適切である」との回答には、「難易度はおおむね適切であるが、思考力を問う側面が減退し、知識のみで書ける問題になっている」ことを理由として挙げるものがある一方で、「少しわかり辛い面もあるが、基礎力に加え、実務的な思考力を試している点は良い」、「やや技巧的な設例であるが、応用力を試すのに役立つ設問である」との意見や、「事例が複雑すぎる」、「2時間で事実関係を把握し、解答するのは少し難しい」、「錯綜する事実関係から必要なものを抽出し、整理する力を試そうとした出題意図は良く分かるし評価したいが、難易度がやや例年に比べて高い」という意見、「論点自体は会社法の基礎に関わるもので良いが、問題設定が不自然で、もうすこし素直な問題を出すべき」との意見もあった。また、「論点の暗記ではなく、基礎概念を事例に基づいて深く考察することが求められ、事実の把握を前提に法律論を展開することが問われており、法科大学院での教育と連続性のある出題であり、組織再編行為や因果関係など、型にはまった学習しかしていない学生の盲点をついている点も評価できるが、やや問題量が多すぎる」との意見がある一方で、「今年度の問題は、深く勉強した学生だけが適切に解答できる論点というものはなく、満遍なく比較的基本的な論点を散りばめた」もので、「ちょっとしたミスが合否を左右する」との意見もあった。この他、「いかなる点の説明まで要求されているのか出題者の意図を図りかねる」、「設問2は答えにくい」、「株式の上場基準にも触れられているが、実際の証券取引に関しどこまで知識が必要とされるのか」といった意見もあった。

「どちらかといえば適切でない」とする回答は、「無理矢理作問をしたという感じ。子会社上場のケースについては、社会的にも問題視されているところで、事例設定の仕方に疑問がある」、「設例が非現実的で複雑すぎる」、「やや難しすぎる。概括すぎる出題形式は検討を要する」ことを理由に挙げている。なお、「会社法と商取引法〔金融商品取引法?〕を総合する作題が可能かの検討を期待する」との意見があった。

「適切でない」とする回答は、民訴との融合問題という「問題形式の変更が徒に受験生に動揺を与えた」ことを理由としてあげる。

「どちらともいえない」とする回答には、「量が多すぎる」、「相当に難解である」、「必要以上に事案が長すぎる」といった、ほとんど「適切でない」という評価のものがあった。そのほか、「取締役責任論に重きを置きすぎている」との意見、「設問1と設問2との配点割合は適性を欠き、設問1は、保証が主たる債務が無効な場合の原状回復義務に及ぶかという論点が解答に影響する点が問題であり、あまり良くない」との意見、「問題が長すぎて、法的分析より事実確認に比重が置かれすぎることになる。内容は非常に実務的で実戦的視点を要求するもので、それ自体は優れている」との意見、「株式交換という今日の問題の出題だが、学生には若干難しい」との意見、「前半の問題は、取締役会の承認なき間接取引または、多額の借財に関する問題で、古典的であり、基本的な知識があれば十分に記述が可能。後半の現金交付型株式交換は、組織再編で課題として出題できる限界。本課題は、会社法の検討のみで回答できるが、法務省令の詳細な理解を要求することは、受験生に無駄かつ過大な負担を与えることになるから、組織再編、会社の計算ないし財務に関する問題については、原則として会社法の知識のみで足りるとする姿勢を堅持すべき」との意見があった。



以上をまとめると、今年の出題は、必要以上に事実関係が複雑で、答案として何をどこまで書くことが要求されているのかがはっきりしないが（模範解答を試験時間内で書く自信は私にはありません）、結局、会社法の基本的な論点について、事実関係を適切に整理したうえで、余すところなく記述すれば合格点がつく問題であったということになるのか。

### (c) 民事訴訟法分野

無回答を除く68校中、「適切」と答えたのは28校(41.2%)、「どちらかといえば適切」は27校(39.7%)、「どちらともいえない」は6校(8.8%)、「どちらかといえば適切でない」は6校(8.8%)、「適切でない」は1校(1.5%)であり、「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせると55校となり、8.09%の法科大学院が積極的に評価している。

自由記載欄においては、まず、問題の難易度については、「知識偏重ではなく、条文をベースに思考力・論理性を問う問題であるため。」「学説・判例の細かい知識を問うのではなく、必要な情報を与えた上で、基礎的事項をふまえてよく考えさせる形の問題となっているから」や「民訴については、平易な問題ながら、適切なポイントをついた問題であり、試験問題として向上、進歩していると認められる。」など、積極的な評価が大半であった。

ついで、出題の形式・内容については、「論証パターン暗記型の受験生を意識的に排除するタイプの問題であることは積極的な評価に値する。」や「受験生に考えさせる形式の問題となっており適切である。法科大学院の講義によって差が出にくい問題でもあろう。誘導型の出題で回答しやすい。」、さらに、「既修者と未修者の間で不公平にならないように、出題の仕方に一定の配慮がみられる。問題は、単に法的知識の有無等を競わせるのではない点に好感が持てる」といった好意的評価があった。具体的内容についても、「第1問は応用力、第2問は実務対応力を問うものであり、適切な出題であったと考える。」や「実務の現場で提起された具体的な問題を考えさせるような構成である。」といった積極的評価のほか、「会社を相手とする訴訟の被告適格者という会社法で立法的解決が図られたがその是非をめぐっての議論が今も続いている問題や、学説が主張しながら判例が否定した主観的追加的併合の可否、さらに現行民事訴訟法で規定された文章提出命令違反の効果など、法科大学院での一般的な民事訴訟法の学修では必ず触れられる問題であり、法科大学院における民事訴訟法の学修の成果を確認するためには適切な問題と思われる。」という意見もあった。

これに対して、消極的・批判的な意見としては、「設問がいずれも長文に過ぎる。」や「学説に重きを置きすぎているきらいがある」といったものがあった。出題形式については、「学習の試題を受験生に求めるのはどうかと思う。」「裁判長と修習生とのやりとりが、かならずしも、回答への材料提供としては適切とは思われない。小問(1)については材料（ヒント）としては十分でないし、小問(3)については過剰と思われる。」や「『どのような方策があるか』『たとえば原告としてどのような戦術がとれるか』といった質問方式も検討してよいのではなかろうか。』」という指摘があった。出題内容については、「224条3項の解釈に関する学説など、やや細かすぎるかと思う」という意見や「文書提出命令等は近年重要な問題となっている点ではあるが、民事訴訟法全体に関わる問題も出題すべきであったと思う。」という指摘もあった。

なお、「[設問3]」は、固有必要的共同訴訟において一部被告を欠落した場合の補正のケースであって、引用の昭和62年判例（通常共同訴訟となる場合の主観的追加的併合）と事案を異にするから、この判例に対する反論のかたちで解答させるのは適切ではない。」や「証明妨害の効果について『ケースブック民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2005年）に、司法試験の問題ときわめて類似した設問がある。LSにおいていずれの教科書を使用しても差が生じないような問題を出すべきである。」との指摘もあったが、問題の実質に関するものであり、当否を論ずるわけにはいかない。付記に留める。

最後に、「実体法の問題との結びつきにこだわらずに訴訟法独自の知識・能力を問っている」との指摘、「民法、民事訴訟法の問題に関して、関連性がほとんど認められない。無理に同じ時間に回答させなければならないのか、疑問を感じる。民事系大々問の

融合問題をやめて、各科目毎に独立した問題としたらどうか。」や「論文式問題についても、昨年度より、解答しやすくなっており、受験生の紛争解決能力、起案力を実直に確認することができる良問だと思います。ただ、今後、民法・商法・訴訟法の3つの分野に複合する問題を作成するのは大変だろうと推察します。その場合は、3つの分野それぞれ異なる事例・論点でもかまわないと思います。つまり、民事系として3問の論文問題出題でもよいと思います。」といった意見があった。論文試験で融合問題を出題する必要性に対する批判的見解として、検討に値するものと思われる。

### (3) 刑事系

#### (a) 刑法分野

全般に対する評価をみると、「適切」であるとするものが31校(46.3%)、「どちらかといえば適切」であるとするものが29校(43.3%)で、あわせてほぼ9割を占めており、短答式に比べると「どちらとも言えない」とする回答がやや多いものの、全般的にみて高い支持を得ていると言えよう。

個別の回答を具体的にみると、まず出題レベルについては、「昨年度より難度が上がっている(この程度が適当)」とする回答がある一方で、「昨年度よりも取り組みやすい問題」だとする回答もみられるが、いずれにせよ、「難問・奇問がな」く、「基本的事項の理解度を確かめるためのもの」「基本的なことを問う良い問題」などという評価が一般的であるが、「易しすぎて、実力のある者となない者との差がつきにくいのではないか」という回答も複数校からあった。また、問題文の量についても、「適切である」とする回答が相当多く寄せられていたが、「長すぎる」とする回答も1校あったほか、抽出させる論点が多すぎる(2校)、「事例が複雑すぎて時間内で解答させるには無理がある」とする回答もみられた。

出題された論点については、「基本的な事項」「基本的な論点」であり、「刑法総論、各論双方の重要な問題点が含まれている良い問題であった」とする回答が多く寄せられており、適切と評価されているものとみられるが、問題文については、「乙の行動が若干不自然に感じた」「事案としては不自然な内容になっており、教科書事例との印象が強」という指摘もなされている。

また、出題そのものの内容については、「受験者が基礎的知識を駆使しつつ、着実に答案の内容を組み立ててゆくことを求め」ていることを評価するものなど、「法科大学院における教育の成果を問うのに適切な出題」であり、「受験生によく考えさせる良問」(2校)、「法的思考力を問うのに適した良問」などという評価が寄せられている。また、「事例の具体的事実の評価を丁寧に行わせる方向性」を高く評価する回答、より進んで「事実認定、例えば主観面の認定を問う要素がもう少しあってもよいと思う」とする回答が寄せられている一方で、「刑法理論よりも事実認定論に比重が傾きすぎている」として批判的な回答もみられた。そのほか、「設問をもう少し具体的にすべきではないか」とする回答も寄せられている。

さらに、出題形式については、「資料ないし調書の添付等を考慮して良いのではないか」とする回答があった一方で、「供述要旨(証拠の一部)を与えた形式」では「供述調書に書いてあることをそのまま鵜呑みにする実務法曹が育つ危険」があり「大変よろしくない」として、そうした「形式に後退し」ないように求める回答も寄せられている。

#### (b) 刑事訴訟法分野

回答は68校からなされた。「適切である」との評価は30校(44.1%)〔昨年度は22校(35%)〕、「どちらかといえば適切である」との評価は33校(48.5%)〔昨年度は32校(50.8%)〕であり、合計すると、短答式と同様、9割強の法科大学院から良好な評価が得られている(昨年度は8割強であった)。このように、論文式についても、前年度からの好印象増加傾向を指摘することができる。その他、「どちらともいえない」が4校(5.9%)〔昨年度は8校(13%)〕であり、「どちらかといえば適切でない」との回答を寄せたものはなかった〔昨年度は刑法で5校(7%)、刑事訴訟法で1校(2%)〕。ただし、「適切でない」との回答は昨年度はなかったのに対し、今年度は1校(1.5%)が行っている。以上の結果をまとめれば、各法科大学院からは、刑事系の論文式問題に

対し、昨年度に増して高い評価が得られたとみてよいであろう。

自由記述欄を見ると、基本的事項に関する平易な良問であり、法科大学院の授業をしっかり受けていれば解答可能な問題である、従来と比べて改善が見られる、との積極的評価が多数を占めているように思われる。しかし、果たして（特に純粹）未修者に解答可能かとの疑義も複数校から出されており、また、設問1の再伝聞に関する問いがどこまでの解答を要求するものかが不明であるとの指摘もあった。他方で、簡単すぎてつまらないといった記載も寄せられており、これらの見解の相違については、回答者間の意識の違いなどという観点から、なお慎重な吟味を要する。また、第1問と第2問の出題順序が逆ではないか、受験者が第1問に必要以上に時間と労力を消費してしまわないか、第1問の出題趣旨が不明ではないか、との評価も見られる。さらに、これまでの刑訴法論文式の出題傾向（論点）に偏りがあるとの指摘も一部でなされている。

#### (4) 知的財産法

知的財産法に関しては、適切とするのが20校（36.4%）、どちらかといえば適切とするのが27校（49.1%）、どちらともいえないとするのが5校（9.1%）、どちらかといえば適切でないとするのがゼロ、適切でないとするものは3校（5.5%）であった。ちなみに、昨年度は、適切とするのが19校（39%）、どちらかといえば適切とするのが20校（40.8%）、どちらともいえないとするのが7校（14%）、どちらかといえば適切でないとするのが2校（4%）、適切でないとするものは1校（2%）であった（第1問が特許法、第2問が著作権法に關係する出題であったが、個々の問いに対する評価がどうであるかはデータからは不明である）。昨年度と比較したとき、全体としては、適切とする方向の解答と適切でないとする方向の解答の割合に大きな変動はない。

適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたもののうち、自由記述欄の個別意見の中で肯定的理由としてあげられているのは、多い順に並べると、以下の点である。

##### （全体）

- ・基本的で重要な論点に関する設問であるから（11校）
- ・難易度・問題文の分量とも問題がないから（4校）
- ・実務的観点も加味された問題となっているから（3校）
- ・体系的・正確な理解力を問う問題になっているから（2校）
- ・思考力、論理構成力、文章力を問う問題であるから（2校）
- ・知識の暗記にとどまらず、具体的な場面での応用ができるかを聞いているから（1校）
- ・事案の分析力を試しているから（1校）
- ・特許問題と著作権問題のバランスがよいから（1校）

##### （特許法関係）

- ・判例を理解した上での応用力を求めるものとなっているから（1校）

##### （著作権法関係）

- ・論点を網羅した事例問題であり、実力を測りやすいから（1校）

他方、適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたものの中の意見も含め、今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としてあげられているのは、以下の点である。

##### （全体）

- ・解答すべき分量が多すぎる（1校）。
- ・限られた時間内で解答すべき問題としては、設問数及び論点が多いにもかかわらず、問題文で明らかにされた事情は抽象的であるため、レベルの高い受験生ほど解答時間との関係で悩んだものと思われる。知的財産法に対する理解の深さよりも解答文章作成の要領のよさが点数に反映される問題ではないかと危惧する（1校）。
- ・解答の幅をどこまで求めているのかが不明であった（1校）。
- ・科目範囲が広すぎる。特許・著作権の中から1題選択にとか、融合問題にするとか、解答分量を減らす工夫が必要である（1校）。

- ・思考によらず、条文ないし判例の記憶により解答可能な部分が見られる（1校）。
- ・新しい判例を素材にしたり、それほどメジャーでない論点が含まれており、受験生にとって解答に十分な実力を養うことは容易でない（1校）。
- ・出題論点が特殊分野に偏っている（1校）。
- ・昨年よりも問題の質が低下している（1校）。
- ・法科大学院における知的財産法教育の目標として何を求めるのか、つかみにくい内容の出題であった（1校）。
- ・試験委員による授業を受けたか否かによる有利・不利に対する懸念（1校）

（特許法関係）

- ・特許法固有の問題ではない（1校）。
- ・特許法の知識だけでは解答することの難しい問題が設問中にあった（1校）。
- ・出題範囲に出題範囲としてはややOBラインを超えるとも言える独占禁止法が関係する問題が含まれている点に問題がある。受験生に過度の負担を強いることで、知的財産法離れにつながるのではないかと懸念する（1校）。
- ・民法（契約）の解釈を問うものも出題されている（1校）。
- ・特許法の出題範囲をできるだけはっきりさせておいてほしい（2校）。
- ・焦点がぼやけるおそれのある出題となっている（1校）。
- ・問題文が不適切である（1校）。
- ・『ケースブック知的財産法』に類似の設問（応用的設問）があり、これに依拠した出題であり、問題ではないか（1校）。

（著作権法関係）

- ・知財に限るのか、民法まで問うているのか迷わせる点があった（1校）。
- ・どこまで解答として記述すべきかが必ずしも明確でない（1校）。
- ・論点がもう少し少なくてもよい（1校）。

(5) 労働法

アンケート結果は、無回答を除き回答校56校を母数とすると、14校（25%）が「適切」、29校（51.8%）が「どちらかといえば適切」としており、両者を合わせると43校（76.8%）が肯定的に評価している。「適切でない」と回答したのが1校（1.8%）、「どちらかといえば適切でない」が3校（5.4%）で、「どちらともいえない」としたのは9校（16.1%）であった。これはほぼ例年と同様の評価といえる。

自由記載欄では、第1問について、「回答のさせ方に工夫があり良問だ」「アクチュアルなテーマを素材にしながら労働法の基礎的な理解を問いかつ考えさせる問題で、練られた出題」といった肯定的な指摘が多かったが、技術的・実務的に過ぎる、論点が細かすぎ、もっと大きな論点について出題すべきである、論点が多岐にわたりすぎている、との指摘も一定数みられた。適切と評価する回答が多かったのは、おそらく、一見、やや技術的な問いかけのようだが、実は労基法の労働時間規制の基本構造を使いこなせる形で修得しているかを確認し、その問題を検討する中で労働保護法の強行性、黙示の合意の認定問題、就業規則の不利益変更における合理性判断での評価等、理論的な重要論点を析出し検討する法的思考能力を問うたものとの評価されたことによるものであろう。また、技術的に見える問いかけについても、基本的理解を確認できる範囲にとどめ、細かな計算を要求することにならない配慮が見られる。双方の主張には多岐にわたる論点が提示されているように見えるが、主張内容を検討すると、詳論すべき論点と、詳論するまでもなく斥けうるものがわかる主張とに整理でき、重要論点に絞って論じることのできる工夫もこらされているように見受けられた。

第2問については、組合内少数派による組合執行部・会社批判の活動に対し、会社による懲戒処分がなされようとする状況下で、XとYそれぞれの立場での主張を論じさせる出題である。基礎力及び実務能力をはかる上で適切、という肯定的評価がある一方、「意外性のあるテーマで評価はわかれるのでは」「両手でじゃんけんするに似て、書き様が難しいかもしれない」、質問の趣旨（懲戒処分前の対応措置を問うのか、処分後の対応を問うのか）が不明確といった指摘もある。確かになされた懲戒処分が確定していないので、やや論じにくい点が生じたかもしれないが、論ずべき点はほぼ明確といえよう。なお、事案

自体は組合内少数派の組合活動の論点等をはじめ、懲戒処分がなされた場合の判断は必ずしも容易ではない点が少なくないように思われる。しかし、第2問の設問は、X・Yそれぞれの立場から考え得る主張内容とその根拠を考えさせるもので、裁判官の立場からいかなる判断を下すべきかを問うたものではない（この点を誤解したのではと思われる指摘も見られた）。この事例についての設問としては、受験生にとってむしろ回答しやすい形の問いかけとなっているのではないかとも思われる。

全体的評価としては、基本的内容に関する理解を問うもので適切、基本的問題と実務上の問題をバランスよく問うている、一問に含まれる論点が多すぎず、的を絞って解答しやすい、2問とも、問題の素材が適切である上に、それぞれの立場を十分に考慮した検討が求められている、等の肯定的評価が多かった。

#### (6) 租税法

回答を寄せた43校のうち、13校(30.2%)が「適切」、16校(37.2%)が「どちらかといえば適切」、7校(16.3%)が「どちらともいえない」、6校(14.0%)が「どちらかといえば適切でない」、そして1校(2.3%)が「適切でない」と評価した。20校(67.4%)が「適切」寄りの評価をしているので、まずまずの良問であったと考えられる。好評価の主たる理由は、所得課税の本質的な部分の理解を確かめる問題であること、分量的に適切で洗練されていることの2点である。第1問についても第2問についても素材となっている判例の事案に通達が絡むことに関連して、通達で実務が固まっているような論点は避けるべきであるとの意見が見られた。通達を知っているか知らないかで差が出ることを懸念しての指摘と推測されるが、租税法においてこの要請に応えることが可能かどうか議論の分かれるところであろう。

#### (7) 倒産法

無回答を除く53校中、「適切」と答えたのは21校(39.6%)、「どちらかといえば適切」は23校(43.4%)、「どちらともいえない」は6校(11.3%)、「どちらかといえば適切でない」は2校(3.8%)、「適切でない」は1校(1.9%)であり、「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせると44校となり、83.0%の法科大学院が積極的に評価している。

自由記述欄においては、「出題範囲が試験として妥当な範囲であり、難易度も適切と考えられる」、「基本的事項の応用ができるかを上手に問える形式になっていると判断するから。」、「基本的理解力があれば回答可能。破産手続と民事再生手続との基本的相違を考えさせる問題である。」、「破産法・民事再生法の基本的構造及び条文の理解を前提としたものだから」や「倒産実体法、倒産手続法の両面に渡り、かつ、基本的な論点から出題されている。」など、出題範囲、難易度につき、積極的な評価が多かった。

これに対して、消極的・批判的な意見としては、まず、出題範囲について、「やや破産法に傾斜しすぎていた。民事再生の手続も問う必要がある。」との意見や、「プレテスト、2006年、今回と、否認権が早くも3回目、重要分野とはいえ、出題分野に偏りを感じなくもない」といった指摘もあった。問題の内容については、「やや知識偏重のきらひがあるように見受けられ、知識の応用力を試すという側面が希薄化してきたように思われるため」との指摘があった。また、各問題ごとの内容について、「第一問の設問2は、細かすぎる問題であり、実務的に良く生じる問題というものではないので、法科大学院における教育の範囲を超えていると思う。」や「第2問については、問題が細かすぎると思われる。時間配分からしても事務処理の速さのみが要求されている感じを受けるので、もう少し考えさせ、論述させる問題を考えるべきである」と指摘する声もあった。また、「第1問の事例がリアリティという点で違和感を覚えた。」などとする声が複数あり、第1問について「否認や相殺禁止の始期的要件である債務超過や支払不能を曖昧な事実から認定させようとしていることである。事実認定の問題で実務的過ぎて受験生には酷であろう。」との指摘もあった。

#### (8) 経済法

経済法については、昨年と同様、受験者のいなかった法科大学院があったことによるのか、無回答が27校(38.0%)あった。

問題が「適切である」と評価したのはわずか10校(22.7%)であり、「どちらかといえ

ば適切である」とする10校（22.7%）をあわせても、肯定的に評価した法科大学院は半数もなかった。他方、「適切でない」との回答が「適切である」とする回答と同数の10校（22.7%）あり、「どちらかといえば適切でない」とする回答の5校（11.4%）を合わせると、回答のあった法科大学院の3分の1以上が否定的な評価であった。この評価は、昨年を引き続き、選択科目の中で最低の数字であった。

個別の意見を見ると、問題の量とレベルに関しては、「難易度、分量、共に適切である」とする意見もあったが、「問題文が他の選択科目と比べて長い」、「良問だが、解答すべき事項が多すぎて時間不足に陥りやすく、受験者の実力が十分に反映されない」、「難しすぎる」、「確立した先例を参照したり、標準的な知識を応用したりしながら、解答できるような問題ではない」、「通常の学習をしていたのでは解答できない水準」、「長く複雑かつ難解な問題であり、限られた時間と紙幅で解答することは困難である」といった否定的な意見が多かった。「先例もなく、研究者の間でも意見が分かれるような領域」から出題することを疑問視する意見、「独占禁止法の問題の有無、違法性判断基準が不明確で、出題として不適」とする意見もあった。また、「適切」とする回答の中にも、「基礎知識をベースに展開する問題である。しかし、若干難しい」との意見があった。「どちらかといえば適切」とする回答でも、「考えさせる問題であるが、少し難しすぎる」、「2問とも比較的特殊な部類に属する問題で、識者の間でも見解が分かれる。難問だが、受験者の実力差を評価する採点が行われるならば良問であると評価することもできる」、「論じがいがあるということで「b」にしたが、2問ともかなり難しく、公取委のガイドラインまで読みこなしていることを要求されている」、「知識だけではなく事実分析や法規の適用について正確な理論的理解や柔軟な思考を持つかどうかを試す点では良問だが、法科大学院の授業で対応することは不可能」、「基本を問う出題を望む」といった、否定的な評価に近い意見が多数を占めた。

問題作成に際して、「解答者からみてどう答えるか、それも時間や解答用紙の制約といった視点を取り込んで出題されることを望む」との意見があったことを、ここに記しておく。

設問の仕方について、「最大の利益が確保できるような案を示せというのは、経営判断の問題を問うているかのような印象を与えかねない」と疑問視する意見があった。

なお、「適切である」とする回答が挙げる理由は、「独禁法の主要な分野をカバーする問題である」、「受験生の力量を確かめるのに適切な設問である」、「オーソドックスな設問で学習の到達度を測るには適切である」、「冷静に考えれば素直な解答が期待できる」であった。

#### (9) 国際関係法(公法系)

回答50校中、適切とするもの15校（30.0%）、どちらかといえば適切とするもの26校（52.0%）で、積極的評価を与えるものが8割を超えている。どちらともいえないとする回答は6校（12.0%）、どちらかといえば適切でないとするもの3校（6.0%）で、適切でないとする回答はない。

第1問、第2問ともに良好な問題といえる。少なくともプレテストを含む従来の問題と比較すると、本年度は最も妥当なものとして評しうる。

第1問は、外交官の犯罪行為との関係で、外交官の国際法上の特権・免除を取り扱うもので、国際法の授業で広く取り上げられてきた問題である。設問が3つの小問に分けられており、最後の設問が紛争解決の問題と絡められているのも、幅広い知識を問う意味で評価される。

第2問は、最近の日本の最高裁の判例を踏まえた、またそれを再構成したと思われる主権免除（国家免除）に関する問題であって、これも国際法のどの教科書でも広く取り扱われている。ただ本問は、主権免除が通常問題となる、外国政府との契約上の事案ではなく、不法行為訴訟にかかわる設問であるので、出題者がその点をどのように意識して出した問題か、受験者の側からは気掛りとなるところである。模範解答の提示が望まれる問題である。

#### (10) 国際関係法(私法系)

国際関係法（私法系）に関しては、48校（67.6%）から回答があり、無回答は23校（32.4%）であった。適切とするのが13校（27.1%）、どちらかといえば適切とするのが23校（47.9%）、どちらともいえないとするのが6校（12.5%）、どちらかといえば適切でないとするのが5校（10.4%）、適切でないとするものは1校（2.2%）であった。ちなみに、昨年度は、適切とするのが9校（20%）、どちらかといえば適切とするのが21校（45.7%）、どちらともいえないとするのが8校（17%）、どちらかといえば適切でないとするのが4校（9%）、適切でないとするものは4校（9%）であった。昨年度の国際関係法（私法系）は、「適切でない」とする回答が9%と群を抜いて高かったが、今年度は、「適切でない」との評価に向かう回答は格段に減少している（国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法の各分野から出題をした点が、昨年度との大きな違いである）。

適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたもののうち、自由記述欄の個別意見の中で肯定的理由としてあげられているのは、多い順に並べると、以下の点である。

- ・基本的で重要な論点に関する設問であるから（7校）
- ・思考力、論理構成力、文章力を問う問題であるから（3校）
- ・問題文の分量・質が適切であるから（3校）
- ・国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法の各分野の理解を問うているから（3校）
- ・基本から応用までバランスが取れた問題になっているから（1校）
- ・法科大学院における教育課程をも反映させる設問となっているから（1校）

他方、適切である・どちらかといえば適切であるという回答を寄せたものの中の意見も含め、今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としてあげられているのは、以下の点である。

- ・基本的知識の有無を問うことに終始している。法的思考を問う新司法試験の趣旨からすると、やや不十分である（3校）。
- ・ある点について知識があるかないかで答案の内容に差が出てくる可能性のある出題があった。このような出題は避けるべきである（2校）。
- ・新司法試験・法科大学院の趣旨に鑑み、複数の問題が複雑に絡み合う中で事例処理能力を試すという観点では物足りない（3校）。
- ・実質法の知識を要求しすぎている（2校）。
- ・単に民法・商法の解釈問題に過ぎないものが出題されていて、国際取引法というには余りに単純すぎるものがある（1校）。
- ・国際民事手続法の観点からの設問も加えてほしかった（1校）。
- ・事例に述べられている事実の中で、各設問に関連のあるものの比重を高めるほうがよい（1校）。
- ・やや単純な問題設定があり、事例としてはやや物足りない（2校）。
- ・相対的に見て、例年より難しい（1校）。
- ・第1問は基本的問題、第2問は難問であり、できれば、両問の難易度がそろっているほうが望ましい（1校）。
- ・第1問は、問いの立て方に問題がある（1校）。
- ・第1問は、やや技術的性格が強く、もう少し受験生の思考力を問う出題内容としたほうが望ましい（3校）。
- ・第1問は、あまり例のない状況であり、試験問題のための人工的な問題となっている（1校）。
- ・第2問は、あまりに基本的な判例をもとにした設問である（2校）。
- ・第2問は、事例の設定に問題がある（1校）。
- ・第2問は、出題内容にやや偏りがある（2校）。
- ・第2問の設問の意味に、明確でないものがある（1校）。

#### (11)環境法

回答を寄せた45校のうち、「適切」と回答したのが20校（44.4%）、「どちらかといえば適切」が15校（33.3%）、「どちらともいえない」が4校（8.9%）、「どちらかといえ

ば適切でない」が5校（11.1%）、「適切でない」が1校（2.2%）であった。「適切」寄りの意見が77.7%に達しているのであるから、全体としては良い評価を得ていると見ることができよう。そのような評価が得られた理由としては、民法分野と行政法分野双方の知識を求めているという意味でのバランスの良さ（ただし、2問とも行政法に偏りすぎているという意見もあった）と、基本的な知識で対処できることの2点を挙げることができる。もっとも、基本的な知識で対処できるとは言え、環境法の学習に費やすことのできる時間によって解答の質に相当の開きが出る出題であることは否めない。第1問について言えば、下級審裁判例等の分析をも織り込み、刑事事件との関係での廃棄物概念を丁寧に解説するにはそれなりの時間を必要とする。

以上

司法試験等検討委員会委員（50音順）

荒木 尚志（東京大学） 加藤 克佳（愛知大学） 交告 尚史（東京大学）  
 坂田 宏（東北大学） 潮見 佳男（京都大学） 杉原 高嶺（近畿大学）  
 土井 真一（京都大学） 中森 喜彦（京都大学、主任） 早川 勝（関西大学）

ご回答いただいた会員校(71)

愛知大学、愛知学院大学、青山学院大学、大阪大学、大阪学院大学、大阪市立大学、大宮法科大学院大学、岡山大学、香川大学・愛媛大学、学習院大学、神奈川大学、金沢大学、関西学院大学、関西大学、関東学院大学、九州大学、京都産業大学、京都大学、近畿大学、熊本大学、久留米大学、甲南大学、神戸大学、神戸学院大学、國學院大学、駒沢大学、静岡大学、島根大学、首都大学東京、上智大学、信州大学、駿河台大学、成蹊大学、西南学院大学、専修大学、創価大学、大東文化大学、千葉大学、中央大学、中京大学、筑波大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京大学、同志社大学、東北学院大学、東洋大学、獨協大学、名古屋大学、南山大学、新潟大学、日本大学、白鷗大学、一橋大学、姫路獨協大学、広島大学、広島修道大学、福岡大学、法政大学、北海学園大学、北海道大学、明治大学、明治学院大学、名城大学、山梨学院大学、横浜国立大学、立教大学、立命館大学、琉球大学、龍谷大学、早稲田大学

回答が得られなかった会員校(2)

鹿児島大学、東北大学



## \* 小数点第2位を四捨五入

		適切	どちらかといえ ば適切	どちらとも いえ	どちらかといえ ば適切でない	適切でない	総計	無回答	
全 体		541	578	123	60	35	1337	225	
		40.5%	43.2%	9.2%	4.5%	2.6%	85.6%	14.4%	
短 答 式 に つ い て	短答全体		210	217	24	13	8	472	25
			44.5%	46.0%	5.1%	2.8%	1.7%	95.0%	5.0%
	公 法 系	憲法	29	31	4	1	1	66	5
			43.9%	47.0%	6.1%	1.5%	1.5%	93.0%	7.0%
		行政法	26	31	3	4	1	65	6
			40.0%	47.7%	4.6%	6.2%	1.5%	91.5%	8.5%
	民 事 系	民法	34	31	3	1	1	70	1
			48.6%	44.3%	4.3%	1.4%	1.4%	98.6%	1.4%
		商法	19	42	4	2	2	69	2
			27.5%	60.9%	5.8%	2.9%	2.9%	97.2%	2.8%
		民事訴訟法	37	21	4	4	1	67	4
			55.2%	31.3%	6.0%	6.0%	1.5%	94.4%	5.6%
	刑 事 系	刑法	35	29	2	1	1	68	3
		51.5%	42.6%	2.9%	1.5%	1.5%	95.8%	4.2%	
	刑事訴訟法	30	32	4	0	1	67	4	
		44.8%	47.8%	6.0%	0.0%	1.5%	94.4%	5.6%	
論 文 式 試 験 各 科 目 に つ い て	論文全体		331	361	99	47	27	865	200
			38.3%	41.7%	11.4%	5.4%	3.1%	81.2%	18.8%
	必修全体		205	192	47	18	9	471	26
			43.5%	40.8%	10.0%	3.8%	1.9%	94.8%	5.2%
	公 法 系	憲法	27	32	2	3	2	66	5
			40.9%	48.5%	3.0%	4.5%	3.0%	93.0%	7.0%
		行政法	37	20	6	0	1	64	7
			57.8%	31.3%	9.4%	0.0%	1.6%	90.1%	9.9%
	民 事 系	民法	29	24	11	4	1	69	2
			42.0%	34.8%	15.9%	5.8%	1.4%	97.2%	2.8%
		商法	23	27	12	5	2	69	2
			33.3%	39.1%	17.4%	7.2%	2.9%	97.2%	2.8%
		民事訴訟法	28	27	6	6	1	68	3
			41.2%	39.7%	8.8%	8.8%	1.5%	95.8%	4.2%
	刑 事 系	刑法	31	29	6	0	1	67	4
			46.3%	43.3%	9.0%	0.0%	1.5%	94.4%	5.6%
		刑事訴訟法	30	33	4	0	1	68	3
			44.1%	48.5%	5.9%	0.0%	1.5%	95.8%	4.2%
	選択全体		126	169	52	29	18	394	174
			32.0%	42.9%	13.2%	7.4%	4.6%	69.4%	30.6%
知的財産法		20	27	5	0	3	55	16	
		36.4%	49.1%	9.1%	0.0%	5.5%	77.5%	22.5%	
労働法		14	29	9	3	1	56	15	
		25.0%	51.8%	16.1%	5.4%	1.8%	78.9%	21.1%	
租税法		13	16	7	6	1	43	28	
		30.2%	37.2%	16.3%	14.0%	2.3%	60.6%	39.4%	
倒産法		21	23	6	2	1	53	18	
		39.6%	43.4%	11.3%	3.8%	1.9%	74.6%	25.4%	
経済法		10	10	9	5	10	44	27	
		22.7%	22.7%	20.5%	11.4%	22.7%	62.0%	38.0%	
国際関係法 (公法系)		15	26	6	3	0	50	21	
		30.0%	52.0%	12.0%	6.0%	0.0%	70.4%	29.6%	
国際関係法 (私法系)		13	23	6	5	1	48	23	
		27.1%	47.9%	12.5%	10.4%	2.1%	67.6%	32.4%	
環境法		20	15	4	5	1	45	26	
		44.4%	33.3%	8.9%	11.1%	2.2%	63.4%	36.6%	